長野県労働金庫

# 「令和4年12月22日からの大雪による災害」に関する 災害救援ローンの取扱い開始について

「令和4年12月22日からの大雪」により被害を受けられた皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

当金庫は、このたびの災害によって被災された方々への支援を目的として、下記のとおり、「災害救援ローン」の取扱いを行います。

つきましては、最寄りの営業店・ローンセンターまでご遠慮なくお申し付けください。

記

#### 1. ご利用いただける方

「令和4年12月22日からの大雪」にて被害に遭われ、自治体が発行した罹災証明書等のご提出をいただける方(※)で、当金庫および保証機関の定める無担保ローンまたは有担保ローンのご利用基準を満たす方

※罹災証明書等が発行されない場合は、別途ご相談ください。

### 2. お使いみち

- (1) 災害復旧に要する生活資金等
- (2) 被災住宅の修理または改修等の復旧工事費、災害による住宅の建替費、代替住宅 の購入費、等

※ご本人または3親等以内の親族のための資金が対象となります。

#### 3. 取扱期間

2024年3月31日(日)まで

#### 4.「災害救援ローン」の概要

- (1)無担保「災害救援ローン」
  - 適用金利

固定金利 年1.00% (保証料率 年0.25%込み)

- ② 保証機関
  - 一社) 日本労働者信用基金協会

## (2) 有担保「災害救援ローン」

① 適用金利

住宅ローン「選択宣言」の全商品の最優遇金利から年 0.10%引き下げた金利 を適用いたします。

保証料率につきましては最寄りの店舗までお問い合わせください。

- ② 保証機関
  - 一社)日本労働者信用基金協会
- 詳しい内容につきましては、最寄りの店舗までお問い合わせください。

以 上